

平成28年 恵庭市議会第4回定例会日程表（12月15日）

1. 日 程

日程	議案番号	件名	摘要
28	審査報告第1号	厚生消防常任委員会付託案件審査報告 議案第5号 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（恵浄殿） 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（恵庭墓園） 陳情第5号 「介護保険制度の見直しに対する意見書」採択を求める陳情 陳情第6号 国に対して、障害者の家族による介護の負担軽減と「親亡き後」遺された障害者が安心して生きていくために必要な社会環境の拡充を求める意見書の提出に関する陳情書	起立 簡易 "起立 簡易
29	議案第21号	第6期最終処分場整備工事第1工区の請負契約の変更について	即決・簡易
30	議案第22号	第6期最終処分場整備工事第2工区の請負契約の変更について	"
31	議案第23号	平成28年度恵庭市一般会計補正予算（第8号）	"
32	議案第24号	恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例の制定について	即決・起立
33	意見案第16号	「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書	即決・簡易
34	意見案第17号	国民健康保険制度の広域化に向けた円滑な実施を求める意見書	"
35		閉会中の各常任委員会・議会運営委員会所管事務調査について	

審査報告第1号

厚生消防常任委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

平成28年12月15日

厚生消防常任委員会委員長 早坂貴敏

恵庭市議会議長 伊藤雅暢様

1. 審査の結果

(1) 議案第5号 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

(2) 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について(恵淨殿)

(3) 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について(恵庭墓園)

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

(4) 陳情第5号 「介護保険制度の見直しに対する意見書」採択を求める陳情

本案件は、不採択すべきものと決定したので報告します。

(5) 陳情第6号 国に対して、障害者の家族による介護の負担軽減と「親亡き後」遺された障害者が安心して生きていくために必要な社会環境の拡充を求める意見書の提出に関する陳情書

本案件は、さらに審査の必要があるため、閉会中の継続審査としたいので承認を願います。

議案第24号

恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例の制定について

恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

平成28年12月15日提出

恵庭市議会議員 野沢宏紀 篠松京次郎
川股洋一 鶩田政博

記

恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例

(前文)

恵庭市には、恵庭岳を源流とした豊富で良質な水資源があります。そして、その裾野には、緩やかで緑豊かな大地が広がっています。

この大地から育まれる農産物をはじめとする生産加工品は、大切な地域資源であります。

私たちは、今、ここにその価値を活かしながら、更なる地域の元気づくりに向けて、恵庭の水から生産されるビール等と農商工連携により生み出される恵庭産品を賞味し、恵庭産のビール等による乾杯を通した人のつながりと地域文化の醸成や豊かな魅力を発信する地域力が求められていることから、この条例を制定致します。

(目的)

第1条 この条例は、恵庭産のビール等による乾杯を通して私たち市民が元気で暮らすこ

とを願い、食文化に親しむ機会を増やすとともに、郷土愛の醸成に寄与し、人のつながりを深め、もって地域の活性化を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市に居住する人及び本市を応援する人をいいます。
- (2) 恵庭産 本市の大地の恵みを活用し、又は本市で生産されたものをいいます。
- (3) ビール等 ビールその他の酒類及び清涼飲料水をいいます。
- (4) 事業者 本市において、ビール等を製造、販売又は提供を業とするものをいいます。

(市の役割)

第3条 市は、事業者と協力し、恵庭産のビール等による乾杯を推進する取組に必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、恵庭産のビール等による乾杯の推進に取り組むとともに、市や他の事業者と相互に協力し、市内外への恵庭産品のアピールに努めるものとします。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び事業者が行う恵庭産のビール等による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(個人の嗜好と意思の尊重)

第6条 市、事業者及び市民は、この条例の推進に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重し、配慮するものとします。

(飲酒運転の根絶)

第7条 市、事業者及び市民は、飲酒運転の根絶のため、あらゆる手段を講じてその達成のためにそれぞれの責務を果たすものとします。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行します。

意見案第16号

「米政策改革」に対する稻作農家の不安を払拭し 経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を
求めます。

平成28年12月15日提出

恵庭市議会議員 野沢宏紀 林謙治 川原光男
川股洋一

(案 文)

国は「米政策改革」において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通しを踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう米政策の見直しに取り組んでいます。

北海道では、米政策改革大綱以降、行政・農協系統団体、集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進し、水田のフル活用を図りながら、一貫して生産数量の目標値を達成してきましたが、全国においても、飼料用米、麦・大豆等への転換が進み、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が全国に浸透しつつあります。

しかしながら、特に専業的な担い手経営が多数を占める北海道の稻作農家においては、平成30年産以降の全国的な需給調整の全貌が見えないことや、これまで生産数量目標達成のためのインセンティブ措置としての役割を果たしてきた「米の直接支払交付金」の廃止などに伴い、全国的な需給緩和による米価下落など、将来の稻作経営の安定化に対して不安や懸念を抱いている状況にあります。

よって、国においては、米政策の見直しに対する道内稻作農家の不安を払拭し、稻作経営の安定と担い手経営の再生産を確保するため、主食である米の需給及び価格の安定と本道水田農業の持続的発展に寄与する政策を確立するよう強く要望します。

記

1. 国は、食糧法に定める「米穀の需給及び価格の安定」の責務を遂行するため、豊凶を含む環境の変化に応じた需給調整対策に官民一体となり取り組むとともに、生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための奨励措置として、産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること。

2. 国民の主食である米の安定生産を確保し、それを担う中心的な稲作農家の経営安定を図る観点から、収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の拡充や現在、調査・検討を行っている収入保険制度の導入により、担い手経営の再生産を確保する万全な経営所得安定対策を構築すること。
3. 日本型直接支払いなど水田農業の持続的発展に資するため各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成28年12月15日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 宛各通

意見案第17号

国民健康保険制度の広域化に向けた円滑な実施を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

平成28年12月15日提出

恵庭市議会議員 林 謙治 川原光男 川股洋一
野沢宏紀

(案 文)

現在、市町村が運営している国民健康保険は、平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県が市町村とともに運営を担うこととされ、都道府県が安定的な財政運営の確保に中心的な役割を担うこととなる一方、市町村においては、引き続き、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収や保健事業の実施等に関する役割を担うこととされています。

このたびの法改正は、財政基盤が弱く、小規模保険者が多い市町村国保の構造的な課題に対応するため、持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた措置であるものの、北海道は、他の都府県と比較しても小規模な市町村が多く、医療費や所得の水準が市町村間で大きく異なるなど、新たな制度への移行に向けた調整に困難が伴うこととなり、また、消費税率引き上げの延期に伴い、今後の国民健康保険への国の財政支援拡充に懸念が生じています。よって、国においては、こうした北海道の実情等を十分考慮し、制度の円滑な実施に向け、次の事項について特段の配慮を講ずるよう強く要望します。

記

1. 平成29年度から実施することとされている毎年約3,400億円の財政支援の拡充を確実に実施するとともに、今後の加入者の高齢化や医療の高度化などによる医療費の増加に対し、さらなる財政基盤の強化・拡充を行なうこと。
2. 北海道の実情に即した納付金算定や激変緩和措置に対して、必要な財政支援措置等を講ずること。
3. 保険料の平準化や市町村が担う事務の広域化・標準化を進めるに当たっては、地域における合意形成に要する期間等に十分配慮すること。

4. 法定外一般会計繰り入れの解消・削減の取り組みについては、加入者の健康づくり事業や保険料負担の適正化に資するために市町村が政策として行なう繰り入れにおいて支障が生ずることのないよう対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成28年12月15日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣
財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛各通

閉会中の各常任委員会・議会運営委員会所管事務調査項目一覧表

平成28年12月15日

委員会名	調査事項	理由
総務文教常任委員会	1. 入札制度について 2. 災害対策について 3. まちづくり拠点整備について 4. 図書館の指定管理について	さらに精査を必要とするため
厚生消防常任委員会	1. ごみ行政について 2. 子ども・子育てについて 3. 健康福祉について 4. 交通行政について	さらに精査を必要とするため
経済建設常任委員会	1. 商工業の振興及び景気対策について 2. 観光振興について 3. 農業振興について 4. 公営住宅について 5. 上下水道事業について 6. 除排雪対策について	さらに精査を必要とするため
議会運営委員会	1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 3. 議長の諮問に関する事項について	さらに精査を必要とするため